

神奈川県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は神奈川県社会教育委員連絡協議会と称す。

(事務所)

第2条 この会の事務所は理事会の承認を得て会長の指定する場所におく。

(構 成)

第3条 この会は神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成する。

(目 的)

第4条 この会は県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究会、講習会、協議会等の開催
- (2) 社会教育に関する情報の交換
- (3) 社会教育振興に関する調査研究
- (4) 関係機関、団体との連絡
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 理事

(役員の選任)

第7条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は県及び人口40万人以上の市にあつては2名、その他の市町村にあつては1名とし当該市町村の社会教育委員の互選とする。
- (2) 会長・副会長は理事の互選により、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任することができる。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、役員はその任期終了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は理事会を組織し、次の事項を議決する。
 - ア 総会に付議すべき事項
 - イ 総会より付託された事項
 - ウ その他の重要事項

(顧 問)

第10条 この会に総会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。

2 顧問はこの会の重要事項について、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会 議)

第11条 この会の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会はこの会の最高の議決機関で、予算・決算・事業計画・事業報告・その他重要事項について審議し議決する。

総会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 3 理事会は原則として年3回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 4 会議は会長が招集する。

- 5 総会及び理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

ただし、総会にあっては当該市町村の社会教育委員に、理事会にあっては他の理事に委任する委任状をもって出席者とみなすことができる

(幹事の選任及び職務)

第12条 この会に幹事をおき、幹事は県、政令指定都市、中核市並びに人口40万人以上の市の社会教育主管課長及び県教育事務所長（社会教育担当）、市町村の社会教育主管課長等若干名を会長が委嘱する。

- 2 幹事は幹事会を組織し、この会の目的を達成するため、理事会及び総会に提案する議題等の確認、連絡調整を行う。

- 3 幹事会は会長が招集する。

(監事の選任及び職務等)

第13条 この会に監事をおき、監事は前条の幹事以外の市町村の社会教育主管課長等の中から2名を会長が委嘱する。

- 2 監事の任期は1年とする。

- 3 監事は会計監査を行う。

(地区連絡協議会)

第14条 この会の事業を円滑に遂行するため、県教育事務所ごとに地区連絡協議会を設置することができる。

- 2 地区連絡協議会の組織、運営等に必要な規約は各地区で定める。

(事務局)

第15条 この会に事務局を置き、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課において事務を処理する。

- 2 事務局の職員は会長がこれを委嘱する。

- 3 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員を置き、事務局員は書記会計を兼ねる。

(経 理)

第16条 この会の経費は県及び各市町村の負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表 彰)

第17条 神奈川県社会教育委員連絡協議会の発展に顕著な功績のあった社会教育委員を表彰することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則は理事会の議決及び総会の承認を得なければ変更することはできない。

(細 則)

第19条 この会の会務処理に必要な事項は理事会において別に細則を定める。

付 則 この会則は昭和37年4月1日から施行する。

昭和46年7月8日一部改正。

昭和52年7月6日一部改正。

昭和54年7月10日一部改正。

平成9年6月6日一部改正。

平成20年6月6日一部改正。

第3条にかかわらず、神奈川県においては、生涯学習審議会委員を構成員とすることができる。

平成22年6月16日一部改正。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰規程（平成15年6月5日施行）は廃止する。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰選考委員会の設置及び運営要領（平成15年6月5日施行）は廃止する。

平成23年6月17日一部改正。

令和2年8月20日一部改正。